

島田市パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種別詳細

職種区分		職種または業務内容		採用予定人数	応募資格
F	医療	92	(歯科衛生士)歯科保健業務	2人	歯科衛生士の資格を有すること 普通自動車運転免許を有すること
勤務条件・職務内容等					
任用期間		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※任用後、1月間は条件付採用			
職務内容		<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物応用歯予防、ブラッシング指導、歯科保健教育、相談 ・在宅療養者等への訪問指導 ・その他歯科保健活動全般に係る業務 			
勤務日及び勤務時間		1週間の勤務日 ①月曜日から金曜日までのうち3日間 ②月曜日から金曜日まで5日間 1日の勤務時間 午前9時00分から午後4時00分まで(6時間) 1週間の勤務時間 ①計18時間 ②計30時間 休憩時間 1時間 ※勤務日及び勤務時間は、 事業日程 に応じて変更となることがある			
勤務場所		健康づくり課(島田市中河町283番の1)ほか			
休日等		週休日(土曜、日曜及び①勤務の場合週の中で指定する2日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和6年12月29日から令和7年1月3日まで			
報酬等		1 報酬月額(①は週18時間勤務の場合、②は週30時間勤務の場合) (1) 当市 の在宅療養者等への訪問指導について3年以上の実務経験がある場合 ①109,672円、②182,787円 (2)上記(1)以外の場合 ①94,203円、②157,006円 ※経験年数等に応じて加算されることがある ※上記報酬額は、人事院勧告等の影響により任用までの間に改定されることがある ※特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給 2 費用弁償 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 3 期末・勤勉手当 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給 ※勤勉手当は令和6年度から支給開始となる見込み。 ※期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある			

所管課等
(問い合わせ先)

健康づくり課健康支援係
(0547-34-3281)

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。